

# 創業支援事業費補助金

米沢市内で新たに事業を始める際の事業資金の一部を補助します。

なお、40歳以下の方、移住創業者、創業塾受講者については、補助金額が優遇されます。

予算の範囲内で補助金を交付しますので、お早めにお申込みください。

## ◆対象者

本市内に居住または転入する者のうち、次のいずれかに該当し要件を満たす者

### (1)新規創業者

- ・令和8年2月28日までに事業を開始すること
- ・事業開始までに米沢市の他の補助金を受けていないこと
- ・申請時点で事業を営んでいない個人であること
- ・暴力団関係者ではないこと、市税等の滞納がないこと
- ・申請前かつ創業後に米沢商工会議所の指導を受けること

### (2)既創業者

- ・申請時点で創業後1年未満であること
- ・暴力団関係者でないこと、市税等の滞納がないこと
- ・米沢商工会議所の指導を受けること



## ◆補助対象業種

飲食業、小売業、サービス業、運送業、卸売業、製造業など

[対象外業種]

農林漁業、バー・スナック・パチンコ店など（風営法上18歳未満は入店が禁じられている業種、主にお酒の提供や接待を目的とする業種）、フランチャイズ（移動スーパーを除く）等

## ◆補助率

補助対象経費の2分の1

※補助額に1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額

## ◆補助金額

① 40歳以下の方（※）・・・・・・ 上限 **25万円**

※令和7年度内において、40歳以下であることが条件になります。

② ①以外・・・・・・ 上限 **15万円**

**拡充** 以下の要件に該当するごとに、助成上限額を加算します。（最大65万円）

- ・米沢市内に転入後1年未満※で創業する方・・・・・・ +30万円
- ・創業支援等事業計画に定める特定創業支援を受けた方・・・・ +10万円

※大学での就学期間を除く

### ◆補助対象となる経費の例 ※詳しくは商工課までご確認ください。

- ①出店する店舗の内外装工事費
- ②事業で使用する備品等の購入に要する経費（PC など汎用性の高いものは除く）
- ③チラシ・ホームページ等の作成に要する経費 など

### ◆補助対象外経費

- ① 補助対象者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の経費
- ② 弁当、飲料水等の購入及び打合せにおける飲食に要する経費
- ③ 家賃及び光熱水費
- ④ 敷金及び礼金
- ⑤ 販売を目的とするものに要する経費
- ⑥ 店舗、事務所の賃貸に要する経費
- ⑦ 保守点検、部品の交換等施設等の維持管理に要する経費
- ⑧ 土地の取得、造成、補償等に要する経費
- ⑨ 消費税及び地方消費税
- ⑩ その他市長が定める経費

### ◆提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書、収支予算書
- ③ 誓約書（他補助金を受けていない、暴力団関係ではない旨）
- ④ 免許証の写し等（年齢が確認できるもの）
- ⑤ 事業に必要な資格・免許の写し
- ⑥ 事業計画概要書
- ⑦ 事業計画確認書（米沢商工会議所発行）
- ⑧ 見積書・カタログ等参考資料の写し
- ⑨ 米沢市発行の納税証明書（申請時における最新のもの）
- ⑩ （個人事業主の場合）開業届の写し又（法人の場合）履歴事項全部証明書の写し※
- ⑪ 市外に1年以上継続して在住していること（在住していたこと）を証明する書類



※

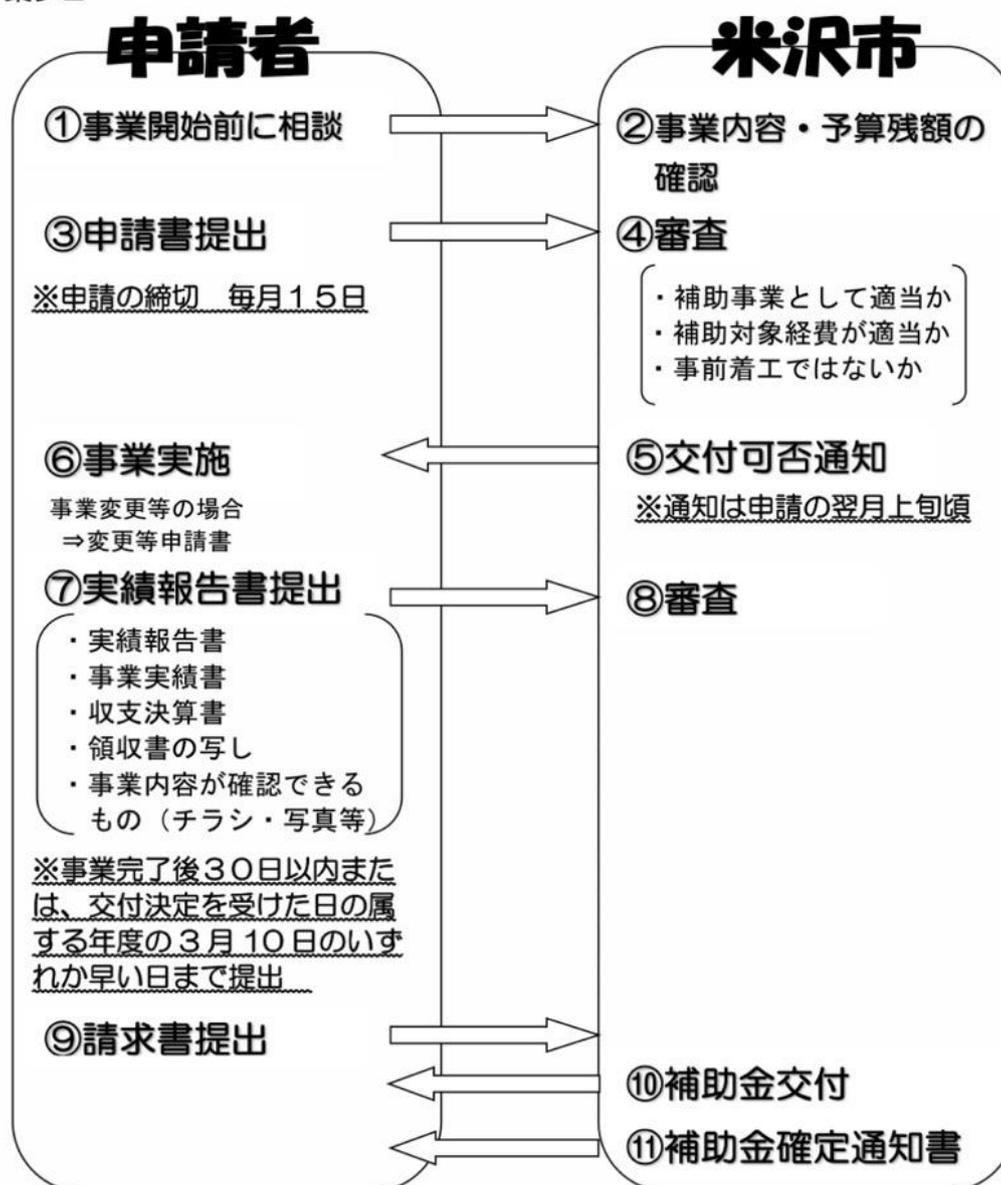
※⑩は既創業者のみ、⑪は米沢市内に転入し創業する方のみ

※米沢市ホームページ→「分類から探す」→「仕事・産業」→「商業」→「起業・創業支援」→「創業支援事業費補助金」から様式をダウンロードできます。

[https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/category/shigoto\\_sangyo/3/1/3912.html](https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/category/shigoto_sangyo/3/1/3912.html)

## ◆ 事業の流れ

事業フロー



## ◆ Q&amp;A

Q1. 米沢市に住所が無くても補助対象者と認められますか？

⇒ 米沢市内に住所を有する方、及び創業時において米沢市内に住所を異動しようとする方が補助対象者となります。

Q2. 補助金の交付決定前にかかった経費は補助金の対象経費として認められますか？

⇒ 交付決定前にかかった経費については認められません。

Q3. 補助金の申請は何度でも可能ですか？

⇒ 多くの創業者を支援するための補助金であるため、1人1回に限ります。

Q4. 市外に1年以上在住していたことを証明する書類とはどのようなものですか？

⇒ 本籍地の市役所等が発行する住所異動に関する資料として「戸籍の附票」があります。または、前住所地の市役所等が発行する「住民票除票」があります。どちらも郵便での請求が可能です。

※その他ご不明な点・詳細については下記担当までお問合せください。

#### ◆ 留意事項

- 消費税は、補助対象経費になりません。
- 予算が無くなり次第終了となります。
- 交付決定日より前に支出した経費は補助対象にはなりません。
- 補助金の交付は、実績報告書提出（事業完了）後となります。
- 交付決定額と実際にかかった金額が異なる場合は、お支払いまでにお時間を要します。

担当：米沢市商工課 商業振興担当

TEL：0238-22-5111（内線4101）

E-mail：syogyo-t@city.yonezawa.yamagata.jp